

老人短期入所用居室（ショートステイ）から特別養護
老人ホームへの転換について

これまでの要望を踏まえて、老人短期入所用居室（ショートステイ）の特別養護老人ホームへの転換（以下「転換」という。）に係る要望調査（28年7月実施）を行った結果、次のとおり転換要望がありました。

転換については、老人短期入所用居室の特別養護老人ホームへの転換基準（平成21年1月1日施行）に基づき、柏市が老人短期入所サービスの需要に応じられると、判断した場合のみ認めることとするため転換条件（基準第4条）への適否についてご審議願います。

1 要望の内容

- (1) 法人名 (社福)豊珠会
- (2) 施設名 藤心八幡苑ショートステイ
- (3) 転換数 ショートステイ居室4人室1室(床面積35.47㎡)から特別養護老人ホーム居室3人室1室への転換を要望。(特養4人室とするには、床面積42.6㎡以上が必要となるため)
- (4) 転換実績 当初、ショートステイ居室の定員は20名であったが、平成13年に4名分を特養へ転換したことにより、現在、ショートステイの定員は16名となっている。

2 転換の条件（老人短期入所用居室の特別養護老人ホームへの転換基準第4条）【当要望に該当する部分のみ抜粋】

柏市健康福祉審議会高齢者健康福祉専門分科会が、介護サービスの提供に支障がないと判断し、必要と認める場合であって、次の各号に該当する場合に限り、転換を認めるものとする。

また、転換しようとする居室を運営する社会福祉法人は、適正な施設等の運営を行っていること。

- (1) 設備等 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号 以下「設備基準」という。）に適合するものであること。
- (2) 転換形態 次に掲げる形態を基本とする。
ア ユニット型以外の居室を転換する場合にあっては、居室単位での転換とし、居室の一部を転換するものでないこと。
- (3) 定員数 転換後の老人短期入所事業所の定員は、転換前の定員の50パーセント以上であって、施設の規模、需要の充足度等の実情に応じて必要と認めて場合を除き、原則として概ね10人を確保すること。
- (4) 転換数 原則として当該年度の介護保険事業計画に定められた、介護保険施設にかかる必要入所定員総数以内の数とする。

3 要望施設におけるショートステイの利用率（稼働率）

年 度	稼働率	前年度比
25年度	84.2%	—
26年度	78.0%	▲6.2%
27年度	64.8%	▲13.2%

4 柏市におけるショートステイの利用率（稼働率）

年 度	稼働率	前年度比
25年度	98.0%	
26年度	100.5%	2.5%
27年度	75.2%	▲25.3%

5 上記4の利用率（稼働率）の算出根拠

(1)平成25年度 98% (a÷b)

- ・サービスの利用回数 68,620回(a)
- ・定員総数 70,080回(b)
(192床(年度末)×365日)

(2)平成26年度 100.5% (a÷b)

- ・サービスの利用回数 73,331回(a)
- ・定員総数 73,000回(b)
(200床(年度末)×365日)
- ・床数増＝大津川八幡苑 8床(26.5)

- (3) 平成 27 年度 75.2% (a ÷ b)
- ・ サービスの利用回数 72,455 回 (a)
 - ・ 定員総数 96,360 回 (b)
(264 床 (年度末) × 365 日)
 - ・ 床数増 = 翔裕園 20 床 (27.2), 生活クラブ 24 床 (27.4)
あおいの里 20 床 (27.7), かしわ安心館 10 床 (27.3)
 - ・ 床数減 = 柏きらりの風 10 床 (27.4 より休止)

6 転換規準への適否

規準の内容	要望内容	適否
柏市健康福祉審議会高齢者健康福祉専門分科会が、介護サービスの提供に支障がないと判断し、必要と認める場合	法人の柏市健康福祉審議会高齢者健康福祉専門分科会で諮る	本日 審議
転換しようとする居室を運営する社会福祉法人は、適正な施設等の運営を行っていること	平成 24 年以降、行政処分、改善命令及び改善勧告の実績は無い	○
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号 以下「設備基準」という。）に適合するものであること。	1 人当たりの床面積 10.65㎡/人 × 3 人 = 31.95㎡ 居室 35.47㎡ > 規準 31.95㎡	△ ただし、詳細は今後確認
ユニット型以外の居室を転換する場合にあっては、居室単位での転換とし、居室の一部を転換するものでないこと。	1 居室を転換するもの	○
転換後の老人短期入所事業所の定員は、転換前の定員の 50 パーセント以上であって、施設の規模、需要の充足度等の実情に応じて必要と認めて場合を除き、原則として概ね 10 人を確保すること	当初 20 床 平成 13 年 4 床 転換 今回 4 床 転換 合計 8 床 転換 転換後の定員 12 床 (対当初の定員数比 : 60%)	○

7 議題

上記 1 の要望に基づく転換に当たり、上記 2 の転換の条件を満たしているか。

8 添付資料

- (1) 老人短期入所用居室の特別養護老人ホームへの転換基準
- (2) 老人短期入所用居室（ショートステイ）の特別養護老人ホームへの転換要望書（社会福祉法人 豊珠会）

以 上